

宇多津町ふるさと納税推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町にふるさと納税を行った町外に居住する者（以下「寄附者」という。）に対して返礼品を贈呈することにより、ふるさと納税事業の推進を図り、町のまちづくり及び地域産業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び第314条の7の規定に基づく寄附を行うことをいう。
- (2) 地元特産品等 うたづ入浜の塩、町内において栽培生産した古代米、希少糖を使用した商品又は町内の事業者が製造、加工、採取、栽培、販売する商品、若しくは提供するサービスをいう。
- (3) 協力事業者 地元特産品等の提供をしている事業者のうち、この要綱に基づき町長の承認を受けた者をいう。
- (4) 返礼品 協力事業者が取り扱う地元特産品等のうち、町の魅力を「体感できる」、「懐かしむことができる」、「発信できる」もの等で、寄附者に贈呈することにより、町の応援及び地域産業の振興につながる要素を持つものとして町長が認めるものをいう。
- (5) 町税等 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(返礼品の贈呈)

第3条 町長は、寄附者からの1回当たりの寄附額の区分に応じ、別表に掲げる返礼品のうちから選択した1つを贈呈する。ただし、寄附者が記念品の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

(協力事業者の資格要件)

第4条 協力事業者は次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所若しくは工場を有する法人又はその他の団体若しくは個人事業者。
- (2) 町外に本社（本店）、支社（支店）、事業所若しくは工場を有する法人又はその他の団体若しくは個人事業者で、地元特産品等を取り扱う事業者。
- (3) 同項第1号の規定に該当するものにあつては、納期到来分の町税等、同項第2号の規定に該当するものにあつては、所在地又は住所地の市・町税等に滞納がないこと。

(4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員若しくは暴力団に協力し、又は関与する等これに関わりを持つものでないこと。

(5) その他町長が公募の際に定める要件を満たしていること。

（協力事業者及び返礼品の承認申請）

第5条 協力事業者として参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、町の定める期間に宇多津町ふるさと納税推進事業協力事業者参加承認申請書（様式第1号）及び、宇多津町ふるさと納税推進事業商品承認申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 返礼品として承認を受けたい地元特産品等の紹介文書及び写真データ

(2) 返礼品を送付するときに同封するパンフレット

(3) その他町長が必要と認める書類

2 申請者が承認を受けることができる返礼品は、原則として「5,000円相当」、「10,000円相当」、「20,000円相当」、及び「その他」（いずれも消費税、送料その他当該返礼品の発送に必要な経費をすべて含んだ額とする。）の区分とする。ただし、申請する地元特産品等の市場価格の算定が困難である場合又は、あらかじめ設定品区分にないものについては、町と申請者が事前協議をし合意できた場合に限り、「その他」区分として申請することができる。

3 申請者は、返礼品として承認を得ようとする地元特産品等が受注生産に限られる等の理由で寄附者への送付までに一定期間を要するもの又は季節限定品など送付の時期が限られるものである場合は、同項第1項の規定による申請の際、申請書にその旨を記載しなければならない。

（協力事業者及び返礼品の承認）

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う実地調査その他の方法により、協力事業者及び返礼品として適当であるか否かを調査し、速やかに承認又は不承認について決定するものとする。

2 町長は、協力事業者として前項について決定をしたときは、宇多津町ふるさと納税推進事業協力事業者参加承認（不承認）通知書により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

3 町長は、返礼品として同項第1項の規定により決定をしたときは、宇多津町ふるさと納税推進事業商品承認（不承認）通知書により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

4 町長は、協力事業者が第4条に掲げる要件を欠くこととなったときには、宇多津町ふるさと納税推進事業協力事業者及び返礼品の承認を取消すことができ

る。

(協力事業者承認の辞退)

第7条 協力事業者は、第6条第2項の規定により承認を受けた内容を辞退をする場合には、辞退する3か月前までに宇多津町ふるさと納税推進事業協力事業者参加承認辞退届書(様式第5号)を町長に提出するものとする。ただし、参加承認辞退届出書の提出までに申込みの完了した返礼品は辞退後も送付するものとする。

(返礼品の取消し)

第8条 協力事業者は、第6条第3項の規定により承認を受けた内容を取消しする場合には、取消ししようとする日の3か月前までに、宇多津町ふるさと納税推進事業承認商品取消し申請書(様式第6号)を町長に提出するものとする。ただし、商品取消し申請書の提出までに申込みの完了した返礼品は取消し後も送付するものとする。

(返礼品の送付)

第9条 町長は、寄附者からの寄附が確認された後、協力事業者に対して返礼品の発送に必要な個人情報等を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた協力事業者は、寄附者に対し2週間以内に返礼品を送付するものとする。この際、送付日時調整等が必要な場合は協力事業者が調整を行うものとする。

3 協力事業者は、在庫不足その他の理由により同条第1項の規定による通知を受けた日から寄附者に送付するまでの期間が2週間を超えることが見込まれるときは、直ちに町長に報告しなければならない。ただし、第5条第3項の規定により、申請書にその旨を記載している場合は、この限りでない。

4 協力事業者は返礼品の送付に際し、町へのふるさと納税に係る返礼品であることが明確にわかるようにしなければならない。また、社会通念上妥当と認められる範囲において、自社の商品又はサービスのパンフレット等を同封することができる。

(請求)

第10条 協力事業者は、翌月15日までに町指定先に1か月毎の請求をするものとする。

2 前項の規定により協力事業者から請求があったときは、請求月の月末までに協力事業者が指定する口座へ振り込むものとする。なお、振込手数料は協力事業者の負担とする。

3 協力事業者が請求できる額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 第5条第2項に規定する返礼品 5,000 円相当については、5,000 円以内の実費
- (2) 第5条第2項に規定する返礼品 10,000 円相当については、10,000 円以内の実費
- (3) 第5条第2項に規定する返礼品 20,000 円相当については、20,000 円以内の実費
(協力事業者の責務等)

第11条 協力事業者は、返礼品の提供等を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 協力事業者は、返礼品の提供が困難となったときは、直ちに町長に報告しなければならない。また、返礼品の権利及び義務を町長の許可なく第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

3 協力事業者は、返礼品の品質及び性能等の商品に関する苦情並びに事故に対して責任を持って誠実に対応しなければならない。
(広報等への協力)

第12条 協力事業者は、町長が必要とする返礼品の情報、写真等に係るデータの提供及び町が事業の広報を目的としたチラシ等の制作に必要な協力を行うものとする。

(個人情報保護)

第13条 協力事業者は、第9条第1項の規定により提供を受けた個人情報等を、(平成17年条例第3号)及び関係法令等を遵守し厳重に取り扱うとともに、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。これは協力事業者でなくなった後においても同様とする。ただし、寄附者から協力事業者へ直接連絡等があった場合などの経緯により、改めて入手した個人情報についてはこの限りでない。

(協力事業者参加及び商品承認期間)

第14条 第6条第2項及び第3項の規定による承認の期間は、当該承認を行った日の属する年度の翌年度末日までとする。ただし第4条に掲げる要件を満たさないときは、この限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

寄附金額	返礼品
10,000円以上 20,000円未満	5,000円相当から1つ
20,000円以上 30,000円未満	5,000円相当から2つ
	1,0000円相当から1つ
30,000円以上 40,000円未満	5,000円相当から3つ
	5,000円相当から1つと10,000円相当から1つ
40,000円以上 50,000円未満	5,000円相当から4つ
	5,000円相当2つと10,000円相当から1つ
	10,000円相当から2つ
	20,000円相当から1つ
その他区分	上記の以外のもので町長が認めるもの